

不公正取引の未然防止に向けて

金融商品取引法では、公正な金融商品市場を確立し、金融商品市場に対する信頼性を確保する目的から、不公正取引行為やインサイダー取引等を禁止しています。

法令の趣旨の下、日本取引所自主規制法人では市場の公正性・信頼性の確保に向け、違法行為の有無について、日々、すべての注文を調査し、法令違反の恐れのある取引については証券取引等監視委員会へ報告をしています。

投資者の皆様におかれましては、法令に対する正しい理解をお持ちいただき、適切な取引を行って頂きますようお願いいたします。

※不公正取引に対しては、金融商品取引法に則った措置がなされます。

※このリーフレットは、不公正取引に係る周知・啓蒙を目的として頒布するものです。

不公正取引の例

■ 見せ玉(金融商品取引法第159条第2項第1号)

約定させる意思のない注文を発注することで第三者の注文を誘発して相場を動かし、自分に有利な値段で売買を行う行為



違法な取引

■ 仮装・馴合売買(金融商品取引法第159条第1項)

仮装売買：自らの売注文と買注文を同時に発注し約定させる、権利の移転を目的としない取引

馴合売買：売主と買主が連携したうえで行う上記と同様の取引



違法な取引

